

## HITACHI EXPRESS SERVICE 会員規約

本規約は、日立キャピタル株式会社（以下「当社」という。）が発行するHitachi Corporate Card（以下「法人カード」という。）に付帯する「HITACHI EXPRESS SERVICE」（以下「エクスプレスサービス」という。）について定めたものです。

### 第1条（定義）

1. エクスプレスサービスとは、本規約および東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、JR東海とJCBを総称して「両社」という。）が発行するエクスプレス・カード（E予約専用）（以下「エクスプレス・カード（E予約専用）」という。）を用いて予約・購入した東海道・山陽新幹線の乗車券、特急券等（以下「乗車券等」という。）の代金を、法人カードにより決済するサービスをいいます。

2. 乗車券等は、JR東海が別途定める「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約」（その特約を含み、以下「EX予約コーポレート規約」といい、本規約とEX予約コーポレート規約を総称して「本規約等」という。）に基づき発券される（以下当該サービスを「エクスプレス予約コーポレートサービス」という。）ものであり、第7項に定めるエクスプレス会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EX予約コーポレート規約を遵守しJR東海所定の方法により利用するものとします。

3. EX予約コーポレート規約およびこれに付随する特約は、エクスプレスサービスに適用される範囲において次の各号に掲げる読替えを行うものとします。

（1）「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」を「HITACHI EXPRESS SERVICE 会員規約」に読替える

（2）「法人会員」を「エクスプレス法人会員」に読替える

（3）「JR東海EX-ICサービス規約（E予約専用）」を「EX-ICカード利用規約（E予約専用）」に読替える

4. 第6項に定めるカード使用者は、やむを得ない事由がある場合を除き、東海道・山陽新幹線の乗降を両社が発行するEX-ICカード（以下「EX-ICカード」という。）を用いて行うものとします。なお、EX-ICカードの使用方法については、本規約に定めるものを除いて「EX-ICカード利用規約（E予約専用）」（以下「EX-ICカード利用規約」という。）に定めるものとします。

5. Hitachi Corporate Card会員規約（以下「法人カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下「法人会員」という。）のうち本規約等およびEX-ICカード利用規約を承認のうえ、エクスプレスサービスの入会の申し込みを行い、当社および両社が審査のうえ入会を承認したものをエクスプレス法人会員といたします。

6. エクスプレス法人会員が予めエクスプレス・カード（E予約専用）の使用者として指定し、当社所定の方法により申請し、当社および両社が承認したエクスプレス法人会員の役職

員、社員、従業員等の方をカード使用者といたします。

7. エクスプレス法人会員とカード使用者を併せてエクスプレス会員といたします。

## 第2条（本規約等の遵守）

1. エクスプレス法人会員は、本規約等を遵守するものとします。

2. エクスプレス法人会員は自ら本規約等を遵守するほか、カード使用者に対し本規約等を周知し、カード使用者をして本規約等を遵守させる義務を負うものとし、カード使用者が本規約等に違反した場合には、当社および両社に対し、一切の責任を負うものとします。

## 第3条（カード番号の発行、カードの貸与およびカードの管理）

1. 両社は、エクスプレス・カード（E予約専用）について、カード使用者1名につき一つのカード番号（以下、「カード番号」という。）を発行します。JCBは、エクスプレス法人会員から申請された情報に基づき審査のうえ、カード番号の発行手続を行うものとします。

2. JCBは、カード番号の発行に際し、物理的なカードを発行しないものとします。ただし、JCBが、既に物理的なカードを発行のうえ貸与している場合（以下、物理的に貸与するカードを「貸与カード」という。）は、貸与カード上に表示する有効期限が到来するまでの間、当該貸与カードの利用を可能とします。

3. カード番号は、当社に申請のうえ承認されたカード使用者本人のみが使用することができます。エクスプレス法人会員は、カード番号の発行に際して貸与カードが発行されている場合は、カード使用者をして当該貸与カードの所定欄に自己の署名をさせなければなりません。

4. 当社または両社は、貸与カードの有無にかかわらず、発行するカード番号、有効期限等に関する情報（以下「カード情報」という。）を書面その他の方法によりエクスプレス法人会員に通知するものとします。

5. 貸与カードの所有権はJCBにあります。エクスプレス会員は、善良なる管理者の注意をもって貸与カードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、貸与カードを貸与、預託、譲渡もしくは、担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

## 第3条の2（カード番号の再発行）

1. 当社および両社は、貸与カードの紛失、盗難、カード情報の消失、不正取得、改変、漏洩等の理由によりエクスプレス法人会員が申請し、当社および両社が審査のうえ承認した場合、カード番号を変更し、再発行します。ただし、新たに貸与カードは発行しないものとし、カード情報を書面その他の方法によりエクスプレス法人会員に通知するものとします。また、貸与カードの破損、汚損等の理由による貸与カードの再発行は行いません。

2. 当社および両社は、JCBにおけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、エクスプレス法人会員は予めこれを承認します。

3. 前2項によるカード番号の変更によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおける乗車券等類の受取不能その他の会員に生じた不利益ないし損害について、当社および両

社は一切責任を負わないものとします。

#### 第4条（エクスプレス管理責任者）

1. エクスプレス法人会員は、エクスプレス法人会員の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、エクスプレス法人会員と当社との連絡調整を行う担当者（以下「エクスプレス管理責任者」という。）を選定し、当社に届け出るものとします。

2. エクスプレス法人会員は、カード使用者の申請を希望する場合、エクスプレス管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、エクスプレス法人会員は、エクスプレス管理責任者をして、当社所定の申請書に、当社の指示に基づき、エクスプレス管理責任者の届出印を捺印させ、当社に提出するものとします。

3. エクスプレス法人会員は、エクスプレス管理責任者が、カード使用者の申請および当社との連絡調整等、当社所定の事項およびそれに関連する事項につきエクスプレス法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、エクスプレス管理責任者の行った行為に関し、エクスプレス法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとします。また、エクスプレス法人会員は、諸届出、退会手続等、当社に対する諸手続をエクスプレス管理責任者がエクスプレス法人会員に代わって行うことをあらかじめ承諾します。

4. エクスプレス管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、エクスプレス法人会員は、エクスプレス管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、ならびに貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、エクスプレス管理責任者の行った行為に関し、エクスプレス法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとします。

5. エクスプレス管理責任者を変更しようとする場合、エクスプレス法人会員は予め当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

#### 第5条（カード番号の機能）

1. 会員は、カード番号を利用することにより、J R東海のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。

2. エクスプレス会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外の両社のサービス等には、カード番号を利用できません。

#### 第6条（カード番号の有効期限）

1. カード番号の有効期限は両社が指定する年月の末日までとし、書面その他の方法により通知します。

2. 当社または両社は、カード番号については有効期限までに第24条第1項に定める退会の申し出のない場合、または有効期限までに第24条第5項に定めるカード番号の利用の中止の申し出のない場合において、当社および両社が審査のうえ引き続き認める場合は、有効

期限を更新し新たなカード情報をエクスプレス法人会員に書面その他の方法により通知します。なお、JCBは、エクスプレス法人会員に対し、貸与カードの更新カードとして、新たに貸与カードを発行することはありません。

3. エクスプレス法人会員が、第24条第1項に定める退会の申し出により退会する場合、およびエクスプレス法人会員の会員資格が、第24条第2項により喪失する場合は、カード番号が有効期限にかかわらず当然に失効するものとします。

4. エクスプレス法人会員は、有効期限が到来した貸与カードをカード使用者から回収し、当該貸与カードに切り込みを入れて破棄しなければならないこととします。

#### 第7条（暗証番号）

1. エクスプレス法人会員は、エクスプレス管理責任者をしてカード使用者が指定したカード番号の暗証番号（4桁の数字）を指定し当社に申請することにより、両社に登録するものとします。ただし、エクスプレス法人会員からの申請のない場合、または両社が暗証番号として不適切と判断した場合には、両社が所定の方法により暗証番号を登録します。

2. エクスプレス会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード番号利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カード番号を発行されているエクスプレス会員による利用とみなし、その利用代金はすべてエクスプレス会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、エクスプレス会員に故意または過失がないと当社および両社が認めた場合には、この限りではありません。

3. エクスプレス法人会員は、エクスプレス管理責任者をして当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができます。

#### 第8条（届出事項の変更と情報の共有）

1. エクスプレス法人会員が当社に届け出たエクスプレス法人会員に係る名称、代表者、エクスプレス管理責任者、所在地、電話番号および、お支払い口座（第19条に定めるものをいう。）等ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日、部署等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、エクスプレス法人会員は当社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。

2. 前項の変更の届出がなされていない場合といえども、当社および両社は、適法かつ適正な方法により取得した会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、エクスプレス会員は、当社または両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。

3. JR東海またはJCBに対して、第1項の変更の届出をした場合には、当該届出した情報について、当社および両社の間で共有することに、エクスプレス会員は予め同意するものとします。

4. 第1項の変更の届出がないため、当社または両社からの通知または送付書類その他のも

のが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

#### 第8条の2（本人確認）

犯罪収益移転防止法に基づく本人確認がJCB所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることや、カード番号の利用を制限することがあります。

#### 第9条（会員情報の収集等に関する同意）

1. エクスプレス法人会員は、JCBが会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

（1）JCBが本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の会員情報を収集、利用すること。

①法人等の名称、代表者、所在地、電話番号等、エクスプレス法人会員が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、エクスプレス法人会員と当社の契約内容に関する事項。

③エクスプレス会員のカード番号の利用内容、エクスプレス会員の支払い状況、会員からのお問合せ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程においてJCBが知り得た事項。

④エクスプレス法人会員が入会申込時に届け出た年商・損益等。

⑤犯罪収益移転防止法で定める本人確認書類等の記載事項。

⑥JCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。

（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

（2）JCBがカード番号の発行のために、以下の会員情報を収集、利用すること。

・カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、エクスプレス法人会員が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

（3）JCBが以下の目的のために、本項（1）①②③④の会員情報を利用すること。また、JCBが本号①の目的で本項（2）の会員情報を使用すること。

①JCBが本規約に基づいて行う業務。

②JCBのクレジットカード事業その他のJCBの事業（JCBの定款記載の事業をいう。）における取引上の判断（エクスプレス法人会員によるJCBの提携会社および関係会社の国内および海外のJCBのサービスマークの表示されているJCB所定規格のクレジットカード取扱加盟店申込み審査を含む。）

（4）JCBが本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①②③④⑤⑥⑦および本項（2）の会員情報を当該業務委託先に預託すること。

(5) JCBが、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、本項(1)①②③④の会員情報を利用すること。

2. エクスプレス法人会員は、JR東海が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR東海が本規約等に定めるサービスの提供のために、以下の①②③④⑤⑥の会員情報を収集、利用すること。

①法人等の名称、代表者、所在地、電話番号等、エクスプレス法人会員が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

②カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、エクスプレス法人会員が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

③カード使用者の出張番号、メールアドレス等カード使用者がカード番号利用にあたって登録した事項。

④利用可能枠等、カード番号使用に必要な範囲でJCBより提供されるエクスプレス法人会員と当社の契約内容に関する事項。

⑤エクスプレス会員のカード番号使用により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等、カード番号の利用内容。

⑥カード番号使用に際し、JR東海がカード使用者の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、または写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報(なお、この写しについては理由の如何を問わず返還しません。)

(2) JR東海が以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、エクスプレス法人会員が本号③に定める営業案内について中止を申し出た場合、JR東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

① JR東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項に関わるサービス等の取引。

② JR東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項における販売状況分析、商品開発。

③ JR東海の事業における宣伝物の送付等の営業案内。

(3) JR東海が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。

(4) エクスプレス予約ホームページ上において公表する会社(以下、「共同利用者」という。)が、同ホームページに掲げる目的で、本項(1)①②③④⑤⑥のカード使用者の会員情報を、共同して利用すること。なお、本号に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有するものはJR東海とし、問い合わせ窓口は本規約末尾に記載のJR東海の相談窓口とします。

(5) 会員への割引等のサービス提供のため、JR東海の提携する観光施設のうち、エクスプレス会員がサービスの利用を希望する施設に、本項(1)①②③④⑤⑥のカード使用者の会員情報を提供すること。

3. エクスプレス法人会員は、本条第1項(2)(3)(4)、第2項(1)(2)(3)(4)(5)に定める事項および本項(1)(2)に定める事項、その他本規約等に定めるカード使用者およびエクスプレス管理責任者の個人情報の利用について目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、エクスプレス法人会員の責任においてカード使用者およびエクスプレス管理責任者の同意を得るものとします。

(1) 本規約等に基づきカード使用者およびエクスプレス管理責任者に関する情報をエクスプレス法人会員が当社および両社に対し提供すること。

(2) 本規約等に基づくカード番号の利用内容を当社またはJ R東海がエクスプレス法人会員に対して提供すること。

#### 第10条 (会員情報の開示、訂正、削除)

1. エクスプレス会員は、J R東海、J C Bおよび当社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求する

ことができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1) J R東海への開示請求：本規約末尾に記載のJ R東海の相談窓口へ

(2) J C Bに対する開示請求：本規約末尾に記載のJ C B相談窓口へ

(3) 当社に対する開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ

2. 万一登録内容に不正確または誤りがあることが判明した場合には、当社および両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第11条 (会員情報の取扱いに関する不同意)

1. 当社および両社は、法人会員が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第9条ないし第12条に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることがあります。また、当社および両社はカード使用者が第9条ないし第12条に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、エクスプレス法人会員の退会または当該カード使用者のカード番号の利用を停止する手続きをとることがあります。

2. エクスプレス法人会員が、第9条第3項の定めに従って、カード使用者またはエクスプレス管理責任者から個人情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、エクスプレス法人会員は自らの責任と負担においてこれを処理し、当社および両社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。

3. 前項に関して当社または両社がカード使用者またはエクスプレス管理責任者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、エクスプレス法人会員はその損害を賠償するものとします。

#### 第12条 (契約不成立時および退会後の会員情報の利用)

1. 当社および両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第9条に定める目的(ただし、第9条第2項(2)③に定める営業案内を除く。)で一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2. 第24条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的(ただ

し、第9条第2項(2)③に定める営業案内を除く。)ならびに開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社および両社が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用します。

#### 第13条(標準期間)

本規約においては、当月1日から当月末日までを標準期間といたします。

#### 第14条(カード番号利用可能枠)

1. 当社およびJCBは、カード番号利用可能枠を審査のうえ決定し、別途通知します。カード番号利用可能枠は、両社が会員に発行しているカード番号の数にかかわらず、エクスプレス法人会員単位で定めるものとします。

2. 当社およびJCBは、カード使用者のカード番号利用状況およびエクスプレス法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえカード番号利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、エクスプレス法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。

3. エクスプレス法人会員は、エクスプレスサービスにおいてカード使用者がカード番号利用可能枠を超えてカード番号を利用した場合においても当然に支払い義務を負うものとします。

#### 第15条(カード番号の利用)

1. エクスプレスサービスにおけるカード使用者のカード番号利用に際しては、JCBの承認が必要となります。この場合、エクスプレス会員は、当社およびJR東海がJCBに対して利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。

2. 当社は、エクスプレス会員がカード番号利用代金の支払について法人カード会員規約に定める期限の利益喪失時由に該当した場合、エクスプレス法人会員の当社またはJCBに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他カード使用者のカード番号の利用状況およびエクスプレス法人会員の信用状況等によりエクスプレス会員のカード番号利用が適当でないと判断した場合には、カード番号利用を断ることがあります。

3. エクスプレス会員は、JR東海からエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した商品、権利に関する紛議について、JR東海との間で解決するものとし、エクスプレス会員は、当該紛議をもって、エクスプレス会員の当社に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。

#### 第16条(債権譲渡の承諾)

エクスプレス会員は、エクスプレスサービスにおいてカード番号を利用した場合に生じた債権をJR東海がJCBに譲渡し、これを当社が立替払いすることにつき、予め異議なく承諾するものとします。

#### 第17条(カード番号利用が可能な金額等)

1. エクスプレス会員は標準期間中に、第14条の利用可能枠から当該標準期間の利用残高を差し引いた金額の範囲内でカード番号を利用することができるものとします。



2. 前項の利用残高とは、エクスプレス法人会員ごとのカード使用者のカード番号利用に基づき当社に対して支払うべき金額の各標準期間における合計額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。なお、事務上の都合により標準期間におけるカード番号利用が翌標準期間におけるカード番号利用として残高に計上されることがあります。）で、エクスプレス会員が未だ当社に対して支払いを済ませていない金額をいいます。

#### 第18条（カード番号利用代金の支払区分）

エクスプレス予約コーポレートサービスにおけるカード番号利用代金の支払区分は、「ショッピング1回払い」のみとします。

#### 第19条（カード番号利用代金の支払）

1. エクスプレス法人会員は、標準期間において、カード使用者がエクスプレスサービスにおいてカード番号利用を行った場合、当該カード番号利用代金を約定支払日に法人カード会員規約に定める決済方法により法人カードのショッピング利用代金と合算して支払うものとします。

#### 第20条（明細）

当社は、エクスプレス会員の約定支払額等（以下「明細」という。）を当社所定の時期に、エクスプレス会員にご利用代金明細書として、エクスプレス会員の届け出所在地への郵送その他当社所定の方法により通知します。エクスプレス会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。

#### 第21条（遅延損害金）

エクスプレス会員が、カード使用者のカード番号利用に基づき当社に対する約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年14.60%（年365日の日割計算。ただし、閏年の利率は年14.56%とする。）の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

#### 第22条（支払金等の充当順序）

エクスプレス会員の当社に対する債務の支払いがその債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。

#### 第23条（期限の利益の喪失）

エクスプレス会員は、次のいずれかに該当する場合、（1）および（2）においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、（3）ないし（5）においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

（1）法人カード会員規約において法人カードの利用停止または会員資格の喪失が生じる事由に該当すると当社が判断したとき。

（2）EX 予約コーポレート規約に基づきエクスプレス予約コーポレートサービス利用資格

を喪失したとき。

(3) (1) および (2) のほかエクスプレス法人会員の信用状態に重大な変化が生じたときまたは生じるおそれがあると J C B が判断したとき。

(4) エクスプレス会員が本規約等に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となるとき。

(5) 第 24 条第 2 項 (1) ないし (3) の事由に基づきエクスプレス法人会員が本規約に基づく会員資格を喪失したとき。

#### 第 24 条 (退会および会員資格の喪失等)

1. エクスプレス会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、エクスプレス会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責めを負うものとします。なお、エクスプレス法人会員が退会する場合、カード使用者の資格は当然に喪失するものとし、エクスプレス会員はエクスプレスサービスの利用資格を当然に喪失するものとします。

2. エクスプレス法人会員は、次のいずれかに該当する場合、(1) および (4) ないし (6) においては当然に、(2)、(3) においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、本規約に基づく会員資格を喪失します。なお、エクスプレス法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失し、エクスプレス会員はエクスプレスサービスの利用資格を当然に喪失するものとします。

(1) エクスプレス法人会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(2) エクスプレス会員が本規約等に違反したとき。

(3) エクスプレス法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、もしくは生じるおそれがあると当社、J C B または J R 東海が判断したとき、または換金目的によるカード番号利用等カード番号の利用状況が適当でないと当社、J C B または J R 東海が判断したとき。

(4) 当社または両社が全てのカード番号について更新しないで、カード番号の有効期限が経過したとき。

(5) EX 予約コーポレート規約に基づきエクスプレス予約コーポレートサービス利用資格を喪失したとき。

(6) エクスプレス法人会員が法人カードにおける法人会員の資格を喪失したとき。

3. エクスプレス法人会員は、両社が第 3 条、第 3 条の 2 または第 6 条に基づき発行および通知したカード番号について、エクスプレス法人会員が相当期間内に受領しない場合には、当社および両社はエクスプレス法人会員が当該カード番号にかかるカード利用の中止の申し出を行ったものとして取り扱うことに同意します。この場合、J C B がエクスプレス法人会員に対し直接または J R 東海を通じてカード番号の失効を通知したときは、カード番号が失効するものとし、エクスプレス法人会員はこれに同意するものとします。

4. エクスプレス法人会員が、当社所定の方法によりカード使用者によるカード番号の利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当該カード使用者のカード番号が失効する

ものとしします。

5. 第3項または第4項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社およびJCBはJR東海にカード番号の無効を通知することができるものとしします。

6. 当社および両社は、第3項または第4項に該当しない場合でも、エクスプレス会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたはエクスプレス会員のカード番号利用が適当でないと認めたときには、カード番号の利用を断ることができるものとしします。

7. 第1項、第2項、第3項および第4項の場合、貸与カードがあれば当社の指示に従って直ちに当該貸与カードを返還するか、当該貸与カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとしします。

#### 第25条（貸与カードの紛失、盗難、カード情報の漏洩による責任の区分）

1. 貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等により、他人にカード番号を使用された場合、そのカード番号を使用した決済の利用代金はエクスプレス会員の負担とします。

2. 第1項にかかわらず、エクスプレス会員が貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等の事実を速やかに当社に届け出るとともに、貸与カードの紛失、盗難にあつては所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失、盗難届を当社に提出した場合には、当社は、エクスプレス会員に対して当社が届け出を受けた日の60日前以降のカード番号の利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

（1）会員が第3条第3項または第5項に違反したとき。

（2）エクスプレス法人会員もしくはカード使用者の役職員、社員、従業員等（過去にこれらであった者を含む。以下、これらを総称して「役職員等」という。）、役職員等の家族、同居人等エクスプレス法人会員の関係者（過去に関係者であった者を含む。）がカード番号を使用したとき。

（3）エクスプレス会員またはその代理人（エクスプレス会員がエクスプレス法人会員であるときはその理事、取締役または法人等の業務を執行するその他機関を含む。）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難、漏洩等が生じたとき。

（4）紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。

（5）エクスプレス会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社その他の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。

（6）カード番号使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第7条第2項のただし書きの場合を除く）。

（7）戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難、漏洩等が生じたとき。

（8）その他本規約等に違反している状況において紛失、盗難、漏洩等が生じたとき。

#### 第26条（費用の負担）

エクスプレス法人会員は、金融機関等にて振込により債務を支払う場合の金融機関等所定

の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

#### 第27条（合意管轄裁判所）

エクスプレス会員は、エクスプレス会員と当社および両社、または当社もしくは両社のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず当社、JCBまたはJR東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第28条（準拠法）

エクスプレス会員と当社および両社、または当社もしくは両社のいずれかとの本規約等に関する準拠法は全て日本法とします。

#### 第29条（本規約等およびその改定）

本規約等は、エクスプレス会員と当社または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約等が改定され、当社または両社のいずれかがその内容を書面その他の方法により通知した後にエクスプレス会員がカード番号を利用した場合、エクスプレス会員が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約等と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

#### 第30条（誓約事項等）

1. エクスプレス法人会員は、本契約締結時および将来にわたって、会員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないことを誓約します。

2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

（1）暴力団等であるとき、または暴力団等であったことが認められるとき。

（2）暴力団等への資金提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき。

（3）エクスプレス会員自らあるいは第三者を利用して、当社、JR東海またはJCBに対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき。

（4）エクスプレス会員自らあるいは第三者を利用して、当社、JR東海またはJCBの名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき。

（5）エクスプレス会員自らあるいは第三者を利用して、当社、JR東海またはJCBの業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。

（6）本契約の履行のために契約する第三者が、前各号のいずれかに該当するとき。

3. 当社が、前条の規定に基づいて、本契約の全部または一部を解除した結果により、エクスプレス会員に損害が生じたとしても、当社および両社はこれによる一切の損害を賠償し

ないものとしします。

4. 当社および両社は、エクスプレス会員が暴力団等であることを知ったときは、その後本規約等に定める新たな取引を行わないものとしします。本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、JCBでは会員情報保護の徹底を推進するエクスプレス管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス統括部 担当役員）を設置しております。

〈JCBご相談窓口〉

株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500

〈JR東海ご相談窓口〉

東海旅客鉄道株式会社 エクスプレス予約カスタマーセンター 電話 0120-417-419

〒108-8204 東京都港区港南二丁目 1-8 5 JR東海品川ビルA棟

〈当社ご相談窓口〉

日立キャピタル株式会社 電話 0120-880-977

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-3-1